

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市における人口動態の変化に伴う児童生徒数や学級数の推移をもとに地域の実情に応じた西東京市立小学校及び中学校（以下これらを「学校」という。）の適正規模・適正配置に関する方向性等を検討するため、西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会（以下「懇談会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について協議し、検討結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 今後の児童生徒数及び学級数の推移や就学に関する制度面も含めた学校規模の分析及び研究に関すること。
- (2) 学校教育の充実や地域コミュニティの核としての学校の在り方を踏まえた学校施設適正規模・適正配置等の基本方針に関すること。
- (3) その他学校施設適正規模・適正配置等の検討において、教育長が必要と認めること。

第3 構成

懇談会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 学校の保護者代表
- (4) 地域住民の代表
- (5) 公募による市民
- (6) その他教育長が必要と認める者

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する所掌事項の協議が終了したときまでとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 座長及び副座長

懇談会に座長を置き、委員の互選により定めるものとし、座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

- 2 副座長は、座長が指名するものとし、副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 3 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求

め、説明又は意見を聴くことができる。

第7 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 懇談会の会議の傍聴者は、10人以内とする。ただし、座長が認めるときは、これを変更することができる。
- 3 その他傍聴の手續等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第8 部会

座長は、第2に規定する所掌事項について必要と認めるときは、個別の協議事項に係る部会を設置することができる。

- 2 部会の部会長は、各部会員の互選により定めるものとする。
- 3 その他部会の組織、運営等について必要な事項は、部会長が別に定める。

第9 報償

委員（第3第2号に掲げる委員を除く。）が会議に出席したときは、座長については日額5,000円、その他の委員については日額2,000円の謝金を支払う。

第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。